

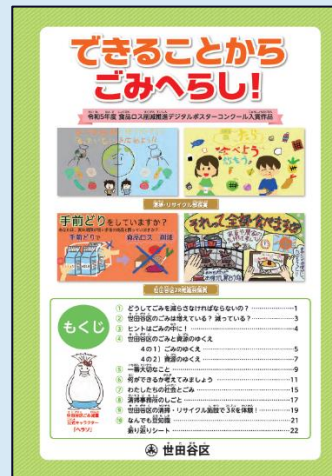
【概要版】世田谷区一般廃棄物処理基本計画（案）

1. 計画の概要

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「世田谷区清掃・リサイクル条例」に基づき、社会・経済情勢の変化や国際社会・国・東京都の動向、関連計画との整合なども踏まえ、ごみの減量と資源分別の取組みなど、一般廃棄物処理の基本的な方針について定める計画です。

- 計画期間：令和7年度～令和16年度（10年間）

名称	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
世田谷区基本計画		世田谷区基本計画（8年間）									
世田谷区実施計画		世田谷区実施計画（4年間）									
世田谷区一般廃棄物処理基本計画		世田谷区一般廃棄物処理基本計画（10年間）									
（中間見直し）											
世田谷区食品ロス削減推進計画		世田谷区食品ロス削減推進計画（9年間）									



- 今後の主な課題
 - ・若年層・単身世帯・転入者などへのより効果的な情報発信
 - ・さらなる高齢化に対応した施策の検討
 - ・プラスチックの発生抑制と資源循環による持続可能な地域社会の実現
 - ・リチウムイオン電池をはじめとする充電式電池などの不適正排出対策
 - ・DXなど進展するデジタル技術の活用
 - ・新型コロナ感染症後のライフスタイルの変化を踏まえた施策展開
 - ・災害時を想定した廃棄物対策
 - ・清掃関連施設の老朽化や労働力不足を見据えた安定的な事業継続 など

- 新たな世田谷区基本計画における「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」という目標に向けて、社会経済情勢の変化に伴う課題を踏まえ、区民・事業者・区の協働により日常行動やビジネススタイルの行動変容を促進し、さらなるごみの減量と資源循環を推進します。

- 目標設定

- ・最新の将来人口推計（令和5年7月）では、区の人口は計画期間（令和7年度～令和16年度）を超えて、令和24年度まで増加することが見込まれています。人口の増加をごみ量の増加につなげないためにも、区民1人1日あたりのごみ排出量をさらに削減していく必要があります。

- ・特に、新型コロナウイルス感染症を契機として、食事のデリバリーサービスの利用やインターネット購入による宅配が広がり、働き方改革による在宅ワークの普及など区民のライフスタイルも変化しているため、このライフスタイルの変化が区民1人1日あたりのごみ排出量の増加につながらないようにしなければなりません。

- ・区では、引き続き発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）に重点を置きつつ、デジタル技術を利用した多様な情報発信などにより、区民の行動変容を促すとともに、社会経済情勢の変化を踏まえた新たな施策を不断に展開していくことで、さらなるごみ減量と資源循環を推進していきます。

- ・新たな一般廃棄物処理基本計画における目標としては、令和16年度の区民1人1日あたりのごみ排出量を「450g」と設定し、この実現に向けて、ごみの総量を年間約11,000トン削減するため、食品ロスのさらなる削減やプラスチックの資源化への取組みなどを推進していきます。

	令和5年度 実績値	令和16年度 目標値
区民1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)	500g/人日	450g/人日



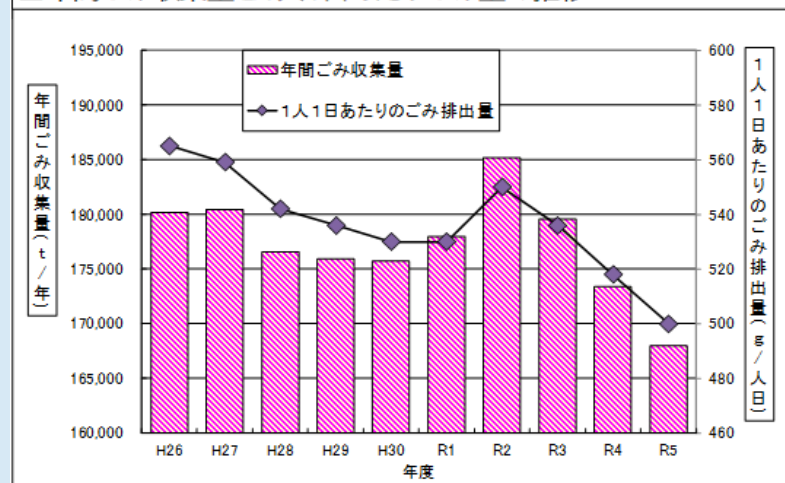
2. 現状と課題、目標設定

- ごみ量の推移

- ・令和6年度までの一般廃棄物処理基本計画では、「区民1人1日あたりのごみ排出量」を令和6年度に482gまで減量することを目標として設定していました。
- ・令和2年度には、新型コロナウイルス感染症による区民の外出自粛や企業によるリモートワークの拡大などのため区民の在宅時間が増えたことにより、粗大ごみを含む家庭ごみの排出が増加し、区民1人1日あたりのごみ排出量も大幅に増加しました。
- ・令和3年度以降は減少に転じていますが、安定した減少傾向として評価するためには、さらなる経過の把握が必要です。



■年間ごみ収集量と1人1日あたりごみ量の推移

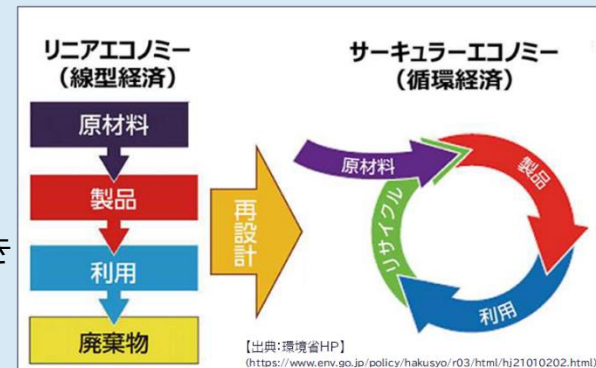


3. 基本理念、基本方針、施策

●基本理念

「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」

- ・従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め、さらなるごみの減量と資源循環に向けた行動変容を促します。
- ・また、若年層・単身世帯・転入者などへの効果的な情報発信、さらなる高齢化への対応、充電式電池などの適正処理、デジタル技術を活用した業務効率化、コロナ後のライフスタイルの変化への対応、災害廃棄物対策など、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題にも積極的に取り組みます。
- ・特に、区民の参加と協働、事業者・地域団体・NPO・大学等との連携、子育て世代へのアプローチなどを重点的なテーマとして施策展開を進め、世田谷区基本計画に掲げる「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」という目標に向け、基本理念にもとづき以下の基本方針により取り組みます。



【基本方針1】区民・事業者・区の協働による発生抑制

- 施策①：区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進
- 施策②：区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信
- 施策③：持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

【基本方針2】多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

- 施策④：ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取り組み
- 施策⑤：多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進
- 施策⑥：事業者による資源循環のさらなる推進

【基本方針3】廃棄物の適正処理の推進

- 施策⑦：より効果的・効率的な廃棄物処理の推進
- 施策⑧：拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理
- 施策⑨：適正な分別・排出の促進

●施策ごとの取り組み

【基本方針1】区民・事業者・区の協働による発生抑制

＜現状と課題、取り組みの方向性＞

- ・廃棄物は、いったん発生すると資源として循環的に利用する場合でも環境への負荷が生じるため、環境負荷低減に向け、まずこれを発生させない発生抑制（リデュース）をさらに徹底する必要があります。このため、区民のライフスタイルの変化などを踏まえて、ごみの減量やリサイクルに関心の低い層も含めた、幅広い世代への効果的な情報発信が課題となります。
- ・区では、さらなる発生抑制に向け、区民・事業者の参加と協働により、子育て世代への重点的なアプローチやデジタル技術の活用なども進め、より波及効果の高い啓発に取り組みます。

施策①：区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進

- 【①-1】大学や事業者、地域団体等と連携した啓発事業の展開
- 【①-2】子育て世帯への啓発拡充、出張講座の拡充
- 【①-3】区民や地域団体等と連携した各種講座・講師派遣の充実



施策②：区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信

- 【②-1】保育園・小学校等における環境学習の推進
- 【②-2】「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録拡大と利用促進
- 【②-3】デジタル技術を活用したより効果的な情報発信
- 【②-4】普及啓発施設でのより効果的な事業展開
- 【②-5】多様化する地域コミュニティに対応した情報提供



施策③：持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

- 【③-1】食品ロスに関する多様な情報発信の充実
- 【③-2】学校、事業者、地域団体等と連携した食品ロス削減の推進
- 【③-3】食品ロス・食品廃棄物の有効利用
- 【③-4】事業系の食品廃棄物削減や食品リサイクルの推進



【基本方針2】多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

＜現状と課題、取組みの方向性＞

・一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、持続可能な形で資源を有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めるためには、身近な地域において区民が主体的に資源循環に取り組むことができる環境の整備や、さらなる資源分別の徹底などが課題となります。

・このため、区民の日常行動やビジネススタイルの行動変容を促すことにより、ものを捨てずに再び使用するリユース（再利用）や、可燃・不燃・粗大ごみのさらなる分別と資源化を推進します。

・新たにプラスチックの分別収集・再資源化、不燃ごみの全量資源化に向けて取組みを進めます。

施策④：ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取組み

- 【④-1】リユースの推進による地域での資源循環
- 【④-2】子育て世代を対象としたリユースの推進
- 【④-3】地域での資源回収活動やごみ減量・リサイクル推進委員会への支援
- 【④-4】フリーマーケットなど地域団体の取組みに関する情報提供の充実

施策⑤：多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進

- 【⑤-1】プラスチックの発生抑制の徹底と**分別収集・再資源化による**資源循環
- 【⑤-2】普及啓発施設でのプラスチック資源循環についての啓発
- 【⑤-3】**不燃ごみの全量資源化と**粗大ごみの資源化の推進
- 【⑤-4】可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化と再生製品の利用促進
- 【⑤-5】事業者による自主的な資源回収の促進
- 【⑤-6】区施設での拠点回収の実施
- 【⑤-7】地域における新たな資源循環の検討



施策⑥：事業者による資源循環のさらなる推進

- 【⑥-1】事業系リサイクルシステムの利用促進
- 【⑥-2】再利用計画書による効果的なごみ減量対策の分析
- 【⑥-3】緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進
- 【⑥-4】区施設から排出されるごみの減量・資源化



【基本方針3】廃棄物の適正処理の推進

＜現状と課題、取組みの方向性＞

・今後のさらなる少子高齢化に伴い、在宅医療廃棄物の増加や労働力の不足などが大きな課題となっています。また、安定した収集事業の継続のためには、処理困難物の適正排出の徹底も課題となります。

・このため、区民が安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に向けて、より効果的・効率的な収集体制や組織の構築を進めるとともに、拡大生産者責任の原則に基づき、さらなる適正排出の推進に取り組めます。

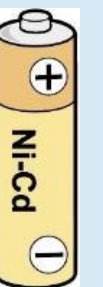
施策⑦：より効果的・効率的な廃棄物処理の推進

- 【⑦-1】利便性の高い粗大ごみ受付システムの構築
- 【⑦-2】区民が安心して暮らせる収集事業の展開
- 【⑦-3】より効果的・効率的な収集体制や組織の構築
- 【⑦-4】災害時を想定した廃棄物対策の推進
- 【⑦-5】清掃関連施設の適切な維持管理による安定的な収集事業の継続
- 【⑦-6】経済的インセンティブによるごみ減量施策の検討



施策⑧：拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理

- 【⑧-1】事業用大規模建築物への立入調査の拡充
- 【⑧-2】事業系一般廃棄物ガイドブックによる周知
- 【⑧-3】事業系有料ごみ処理券貼付の指導徹底



施策⑨：適正な分別・排出の促進

- 【⑨-1】リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進
- 【⑨-2】不適正排出の防止
- 【⑨-3】在宅医療における自己注射の針の安全な回収促進
- 【⑨-4】水銀を含む体温計・血圧計などの適正処理

